

# 中小企業も「同一労働同一賃金」

## への対応が必要になります！

### パートタイム・有期雇用労働法説明会

Web開催も

主催：大阪労働局、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

参加料  
無料

日程

第1回：2020年11月27日(金)

第2回：2020年12月 8日(火)

第3回：2021年 1月21日(木)

時間

各回とも

14:00~16:20

内容

<説明> ※3回とも共通です

①パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金ガイドライン）  
について  
大阪労働局雇用環境・均等部

②最近の判例について  
大阪労働局雇用環境・均等部

③関連助成金の概要について  
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 専門家

定員

《ZOOM参加》  
各回500名

《会場参加》  
各回30名  
場所：大阪府社会保険労務士会館3階会議室  
(大阪市北区天満2-1-30)

※定員に達し次第締め切ります

対象

事業主、人事労務担当者等

申込  
方法

ZOOM参加希望の方

下記URLの参加申込フォームからお申込みください。



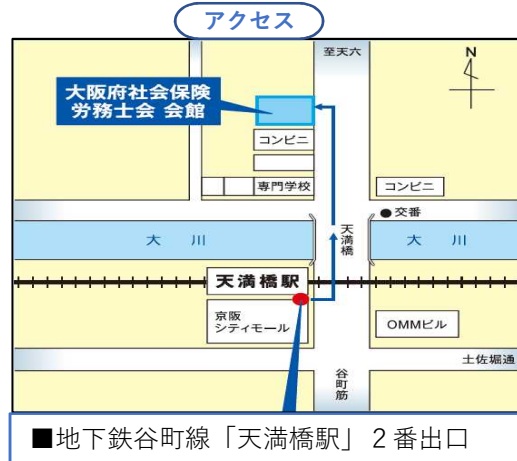
<https://sites.google.com/view/osrshien01form/>

会場参加希望の方

下記URLの参加申込フォームからお申込みください。



<https://sites.google.com/view/osrshien02form/>



— お問い合わせ —

【説明会の内容に関すること】

大阪労働局雇用環境・均等部 指導課

TEL：06-6941-8940

平日 午前8時30分～午後5時15分まで

【申込に関すること】

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局

TEL：06-4800-8188 E-mail：shien@sr-osaka.jp

平日 午前9時～午後5時30分まで

**2021年4月1日から（大企業は2020年4月1日から）**

## **正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます！**

### **パートタイム・有期雇用労働法施行！**

※派遣労働者については、改正後の労働者派遣法によります（2020年4月1日施行）

## **ポイント！**

### ◎ **不合理な待遇差の禁止**

- ・同一企業内において、正社員と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、**基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。**
- ・同一労働同一賃金ガイドライン（指針）では、どのような待遇差が不合理に当たるかの原則となる考え方と具体例を示しています。（待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください）

ガイドラインより

例えば...

**賞与（ボーナス）**

賞与（ボーナス）であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

#### 【問題となる例】

正社員には職務内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間労働者・有期雇用労働者には支給していない。

### ◎ **労働者に対する待遇に関する説明義務の強化**

- ・非正規社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。
- ・事業主は、非正規社員から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

### **Q 事業主は、不合理な待遇差を解消するために具体的にどのような取組みをすればいいのでしょうか？**

- A** 同一企業内にパートタイム労働者・有期雇用労働者がいる場合には、まずは、それらの労働者の待遇（賃金や教育訓練、福利厚生等）がどのようなものとなっているかを洗い出してみましょう。そして、個々の待遇が正社員と同一か否か、異なる場合には、その理由について、職務の内容、職務の内容や配置の変更範囲等の違いなどによって「不合理ではない」と説明できるか否かを確認してみましょう。  
待遇差が「不合理ではない」と言いがたい場合には、待遇の改善を検討しましょう。

#### **大阪労働局雇用環境・均等部 指導課**

〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67  
大阪合同庁舎第2号館8階

☎06-6941-8940

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

※「パート・有期労働ポータルサイト」に、自主点検支援ツールや解説動画、参考資料を掲載しています。  
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



※具体的な取組手法は「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」で個別支援を受けることができます。

☎0120-068-116

✉ [hatarakikata@sr-osaka.jp](mailto:hatarakikata@sr-osaka.jp)

